

質問事項に対する回答書⑱

(件名)北陸自動車道 中之口川橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	6月24日	設計図 (橋梁編)	502 503		設計図に上フランジ上面塗装について塗装系J2の記述がございます。設計図502の数量集計表の数量は、閲覧資料から上フランジ全面の面積となっております(数量計算書中之口川橋P398)。設計図503では、上フランジ上面(J2)の塗装範囲は上フランジ端部(30mm程度)及び上フランジ側面部(両サイドL型範囲)となっております。どちらの範囲をJ2塗装範囲とすれば宜しいでしょうか。ご教示願います。	上フランジ上面(J2)の塗装範囲は、設計図(橋梁編)503/687に示す範囲です。なお、設計図に記載している数量集計表の上フランジ上面(J2)の数量に誤りがありますので訂正いたします。後日、訂正公告をご確認ください。
2	6月24日	設計図 (橋梁編)	502 503		設計図に上フランジ上面塗装について塗装系J2の記述がございます。こちらの塗装については、特記仕様書P53に記述の通りプレキャストPC床版の架設の費用で計上すると考えていますが、架設工に含まれる一般的な上フランジ上面防錆の範囲を設計図503で言う無塗装と記述されている範囲と考え、上フランジ上面(J2)と記述されている上フランジの両端部を先に述べた防錆とは別にJ2塗装すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	上フランジ上面(J2)の塗装範囲は、設計図(橋梁編)503/687に示す範囲です。
3	6月24日	共通仕様書 特記仕様書	13-4 26頁	13-4-6 25-8	共通仕様書 13-4-6_試験舗装には、粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工において「～試験舗装を行わなければならない。試験舗装は1,000m ² 程度とし～」と記述されております。当該対象項目として、単価表項目番号24_セメント安定処理路盤工_上層路盤(t=15cm)(N)が該当致します。類似項目である13-5_アスファルト混合物については特記仕様書にて共通仕様書の試験舗装の変更が提示されておりますが、13-4_粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工の記述はございません。当該項目については共通仕様書に従った内容で試験舗装を行うという考え方で宜しいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
4	6月24日	特記仕様書	12頁	13-1	貸与される交通規制標識類のうち矢印板及び規制標識等のシート(生地)は高輝度または超高輝度と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。